

船舶事故調査報告書

令和3年11月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年4月28日夕方ごろ（18時30分ごろ以降））
発生場所	不明（佐賀県白石町六角川河口付近）
事故の概要	漁船第六大福丸は、漁を終えて帰港中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年4月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六大福丸、0.9トン SA3-33374（漁船登録番号）、個人所有 6.28m（Lr）×1.89m×0.71m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、平成2年12月26日
乗組員等に関する情報	船長 60歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年9月28日 免許証交付日 平成28年5月17日 （令和3年11月14日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	主機等に濡れ損（全損）
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東から南東、風力 2～3 海象：海上 平穏、潮汐（住ノ江）干潮16時30分、満潮22時54分 佐賀県南部付近には停滞前線があり、28日16時03分に白石町には雷注意報が発令されていた。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、あかにし漁の目的で、令和3年4月28日14時ごろ白石町住ノ江漁港（以下「本件漁港」という。）を出港し、漁場（以下「本件漁場」という。）で漁を行った。 船長と同じ漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）に所属する組合員（以下「組合員A」という。）は、漁を終えて本件漁港へ帰港中、18時30分ごろ、干潟で停止している本船の操縦席に座っている船長を認めた。 船長の家族は、船長が漁に出たのであれば、19時ごろには帰宅す

	<p>ると考えていたが、帰宅しないので、20時ごろ及び21時ごろ船長の携帯電話に連絡したところ、呼出音は鳴るものの応答しない状態が続いたので、船長が帰港後に本船よりも大きい親船^{おやぶね}で休息をとっていると</p> <p>船長の家族は、4月29日08時ごろ船長の携帯電話に連絡したところ、電波の届かない場所にいるか、電源が入っていない状態である旨の音声ガイダンスが流れて電話が繋がらないので、本件漁港に行ったところ、親船が無人であること及び本船が係船されていないことを認めた。</p> <p>組合員Aは、4月29日08時ごろ本件漁港を出港し、漁場に向かっていたところ、08時40分ごろ白石町を流れる六角川の河口付近で転覆した状態の本船を認め、船長の家族及び所属漁協に連絡した。</p> <p>本船は、所属漁協の漁船により、本件漁港にえい航されたあと陸揚げされ、後日、廃船処理された。(写真1参照)</p> <div data-bbox="679 846 1267 1122" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> <p>船長は、海上保安庁、佐賀県警察及び所属漁協等により捜索が行われていたところ、5月4日10時15分ごろ、所属漁協の別の支所に所属する組合員により、本船の転覆場所から南西方に約6.4海里離れた鹿島市塩田川河口付近で、うつ伏せで海面に浮いている状態で発見され、佐賀県警察の警備艇に揚収されて本件漁港に搬送された後、医師により司法解剖が行われ、死因が短時間での溺死、死亡推定時刻が28日夕方ごろと検案された。</p> <p style="text-align: center;">(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約40年前から有明海での漁業に従事していた。</p> <p>船長の家族によれば、本事故当日、船長は、持病等の問題はないものの、疲労がたまっている様子だった。</p> <p>船長は、発見された際、長袖シャツ、長ズボン、靴下を着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、スロットルレバーが前進の状態、船体には衝突痕などの損傷は認められなかった。</p> <p>別の組合員は、本事故当日、本件漁場であかにし漁をしていたところ、14時30分ごろ本船が到着し、17時ごろ漁を終えて帰港するのを認めた。</p>

	<p>船長は、本船では、携帯電話を船首の方に置いてあるかごに入れる習慣があり、本事故後、携帯電話は発見されなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は溺死した。</p> <p>船長は、本件漁港に向け帰港中、18時30分ごろ六角川河口付近で、本船に座っている状態を組合員Aにより目撃され、司法解剖により、28日夕方ごろ死亡推定と検案されたことから、28日夕方ごろ（18時30分ごろ以降）に落水して溺死したものと推定される。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、有明海の六角川河口付近において、本船が帰港中、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止策及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で乗船する船長は、特に落水防止に注意すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては、常時、救命胴衣を着用すること。 ・ 船長は、防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を常に身に付け、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

